

# フレームスクリーン等の承認試験に関する事項

## 改正要領

鋼船規則検査要領 B 編  
船用材料・機器等の承認及び認定要領

## 改正事項

フレームスクリーン等の承認試験に関する事項

## 改正理由

IMO では、危険化学品ばら積み船を含むタンカーの貨物タンクの通気装置に使用されるフレームスクリーン等の性能基準及び試験手順について検討が行われ、1994年に開催された IMO 第 64 回海上安全委員会 (MSC64) において、フレームスクリーン等に対する承認指針が MSC/Circ.677 として承認された。

しかしながら、本サーキュラーでは、フレームスクリーン等のフラッシュバック試験等に使用すべき媒体が明確に規定されておらず、実際に運送する貨物が危険性の高いものであっても、危険性が低い貨物と同様の媒体（例えば、プロパン等）が使用され当該試験が行われている。

このような状況を鑑み、MSC/Circ.677 の見直しが行われ、当該試験に使用する媒体は、運送する貨物の危険性に応じたものとし、具体的な試験媒体を定めた承認指針が 2009 年 5 月に開催された IMO 第 86 回海上安全委員会 (MSC86) において MSC.1/Circ.1324 として承認された。

今般、フレームスクリーン等の承認試験について、MSC.1/Circ.1324 に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) IBC コード 17 章の最低要件リスト中 *i* 欄に IIB（空欄を含む。）又は IIC の記載があるものについては、フレームスクリーン等の承認試験の媒体としてそれぞれエチレン又は水素を使用するよう改めた。
- (2) 現存船については、2013 年 1 月 1 日以降最初に予定されている入渠又は上架の時期までに運送する貨物に適合したフレームスクリーン等が設置されていることを確認する旨規定した。